

不法投棄は重大な犯罪行為です！

「ごみは決まつたルールで出しましよう」

9月24日(月)から9月30日(日)までの1週間は、「県下一斉ごみの不法投棄防止週間」です。

ごみの不法投棄は、法律により禁止されており、

『5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその併科』に処せられる重大な犯罪行為です。

不法投棄されたごみは投棄者が不明の場合、土地の所有者(管理者)が片付けなければなりませんので、不法投棄されにくい環境を整備しましょう。

不法投棄を目撃、発見された方は、
粕屋警察署 TEL 939-0110
環境課 TEL 934-2226までご連絡ください。



一本松公園に不法投棄されたごみ

10月1日は「浄化槽の日」です

浄化槽は、私たちに快適な生活をもたらしてくれます。しかし、正しく使わないと河川や海などを汚す原因となり、悪臭の原因ともなります。

浄化槽は正しく使用しましょう！

①水は適正量使いましょう。
②プロアーの電源は、切らないでください。
③保守点検、清掃は定期的に受けましょう。

■ 浄化槽に関する問い合わせ

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 TEL 940-361-2475
財団法人福岡県浄化槽協会 TEL 947-1800

【相談事例】

5年前、定期預金の口座を作ろうと銀行に出向いたところ、定期預金より利率が高く、しかも元本保証の金融商品があるとノックイン型の投資信託を紹介された。元本保証があるなら良いと思い900万円の契約をした。それから数年後、株価が下落した際に担当者から連絡があったので、「元本保証ですよ」と確認したところ、「株価が一定の金額以下になると元本保証はなくなる」と言われた。そのような

元本保証だと思つていたのに…投資信託のトラブル

説明は契約時には聞いていないし、元本割れの可能性があるなら契約はしなかった。元本割れをしたので補償を求めたい。

【アドバイス】

☆投資信託に関する相談が増加しています。中でも契約当事者が60歳以上の相談が全体の約8割を占めおり、その割合も増えています。

☆契約前に「元本割れするとは説明されなかつた」という相談や、説明があっても契約する消費者にとっては十分でなく、誤解からトラブルが起きているケースもあります。

☆投資信託は預貯金とは異なり元

くらしに役立つため知識

【相談事例】

本が保証されるものではないことを認識し、契約する場合は慎重に判断することが大切です。

☆投資信託の中には、リスクや仕組みが複雑な商品もあります。十分に理解できない場合は契約は控えましょう。

☆心配なときは消費生活センター等にご相談ください。

本が保証されるものではないことを認識し、契約する場合は慎重に判断することが大切です。

☆投資信託の中には、リスクや仕組みが複雑な商品もあります。十分に理解できない場合は契約は控えましょう。